

HEAD LINE

- ◆ 上半期の介護関連事業者の倒産件数は55件と過去最多
訪問介護が急増 9割は資本金1,000万円以下
- ◆ 厚労省、社会福祉士養成課程のカリキュラム改定案を公表
地域共生社会に関する科目を創設 2021年度より導入予定
- ◆ 介護予防、自治体の先進事例をヒアリング
民間企業との連携などで介護給付費抑制に成功した事例も
- ◆ 新介護データベース「CHASE」、初期仕様の収集項目が確定
30の「基本的な項目」と47の「目的に応じた項目」がベースに

- ◆ 上半期の介護関連事業者の倒産件数は55件と過去最多
訪問介護が急増 9割は資本金1,000万円以下

——株式会社東京商工リサーチ

東京商工リサーチは7月4日、2019年上半期「老人福祉・介護事業」の倒産状況についてレポートを発表。今年1月から6月までの介護関連事業者の倒産件数は55件となり、過去最多を更新したことがわかった。とりわけ訪問介護事業者の倒産が急増。このままのペースで推移すれば、今年の倒産件数は、介護保険法が施行された2000年以降で年間最多だった2017年の111件を上回る可能性がある。

上半期の介護関連事業者の倒産は、昨年同期の45件が過去最多だった。今年は、それを10件も上回るハイペースで推移している。注目したいのは、負債1億円未満の小規模事業者が44件にも達していることだ。これは、昨年同期比25.7%増となっている。ちなみに負債総額は昨年同期比272.0%増の109億9,300万円。粉飾決算が発覚して信用が低下し倒産に追い込まれた有料老人ホーム経営の未来経営が、約54億円の負債を抱えたことが主な要因となっている。

業種別に見ると、最多は訪問介護事業者。昨年同期は 18 件だったが、32 件に急増。次いでデイサービスなどの通所・短期入所介護事業が 13 件、有料老人ホームが 5 件、サービス付き高齢者向け住宅を含む「その他の老人福祉・介護事業」が 3 件。通所・短期入所介護、有料老人ホームは昨年同期よりもその数を減らしており、訪問介護事業者が経営に苦しんでいることが浮き彫りとなった。

原因別に見ると、最多が販売不振で 40 件。次いで「事業上の失敗」「運転資金の欠乏」が各 4 件となっており、業績の伸び悩みが大きな原因となっていることがよくわかる。業種別で最多となった訪問介護事業は、昨年の介護報酬改定で生活援助の基本報酬が 2 単位下げられ、昨年 10 月からは利用回数に上限が設定された。つまり、生活援助型の訪問介護事業は売上を伸ばすことができない仕組みとなっている。そうなったのは、介護保険法が自立支援を目的としていることを理由に、身体介護を手厚く評価したからだが、結果として倒産件数が増えたことで、実情に合わない政策だったことは明らかだ。

さらに、ヘルパー不足も経営の厳しさに追い打ちをかけている。昨年 12 月に全国ホームヘルパー協議会が公表したアンケート結果によれば、「募集しても応募がない」と回答した訪問介護事業者は約 9 割にのぼった。介護報酬も厳しくなり、人材も足りないことで、体力のない小・零細規模の事業者が淘汰されていくといった構図になっている。東京商工リサーチは、こうした状況に対し「サービスを受ける介護者が不利益を受けるケースが増えることも意味する」と警告。一定の公的支援の必要性を提言している。その論が的を射たものかどうかは議論の分かれるところだろうが、少なくとも小・零細規模の介護事業者が厳しい状況に置かれていることだけは間違いのないところだろう。

◆ **厚労省、社会福祉士養成課程のカリキュラム改定案を公表
地域共生社会に関する科目を創設 2021 年度より導入予定**

——厚生労働省
社会・援護局福祉基盤課

福厚生労働省社会・援護局福祉基盤課は 6 月 28 日、社会福祉士養成課程のカリキュラム改定案を公表。地域共生社会に関する科目の創設や実習の時間数拡充といった見直しがなされている。今年度・来年度を周知・準備期間として位置づけ、2021 年度入学者から新たなカリキュラムを適用。国家試験問題には 2024 年度から反映する予定だ。

創設された地域共生社会に関する科目は、従来の「地域福祉の理論と方法」「福祉行財政と福祉計画」を発展させた「地域福祉と包括的支援体制」（60 時間）。

地域共生社会実現のために社会福祉士が担うべき役割を理解し、多機関の協働による包括的な相談支援体制の仕組みを知るのが目的となっている。

また、「ソーシャルワーク」の文言が盛り込まれたのが大きな特徴。今まで「相談援助」と名付けられていた科目群が「ソーシャルワーク」を冠とするものとなり、社会福祉士がソーシャルワークの専門職であることがより強調された。後述する司法分野でのニーズが増していることを踏まえ、「更生保護制度」が「刑事司法と福祉」と変わり、時間数も 15 時間から 30 時間へと拡充されている。

履修方法も変わった。これまでは複数科目から 1 科目を履修すればよかったが、全科目の履修を必修化。実践能力を養うため実習・演習を充実させており、従来 180 時間だった「相談援助実習」が 240 時間となり、科目名も前述のように「ソーシャルワーク実習」と変更されている。

社会福祉士の養成カリキュラムは、2007 年度に見直しが行われて以来、10 年以上変わっていない。一方、少子高齢化が急速に進む中で高齢単身世帯や高齢夫婦のみの世帯が増加し、従来は家族が支えて解決してきた問題を、地域社会が支えなければならなくなっている。また、外部から見えにくい問題を個人や世帯が抱えているケースも増えてきており、福祉ニーズは多様化・複雑化しているといえる。

その中で、社会福祉士に求められる役割を広げていくべきだというのが、厚労省の考えだ。言い換えれば、活躍の場を多様化するべきだということ。従来は高齢者、障害児・障害者、子ども・子育て世代、生活困窮者への支援が中心だったが、こうした社会保障分野のみならず、教育分野や司法分野などでも社会福祉士の対応が求められるようになってきた。

まず教育分野では、いじめや不登校、児童虐待、性同一性障害などの性的マイノリティといった問題を抱えた児童・生徒への対応が必要となってきた。そのため、2008 年度から学校や教育委員会などへスクールソーシャルワーカーの設置を補助する「スクールソーシャルワーカー活用事業」が実施されている。スクールソーシャルワーカーに専門の資格はなく、原則として社会福祉士や精神保健福祉士の資格が必要とされているが、教員 OB になる場合も多い。

司法分野では、刑務所や少年院の受刑者で知的障害者が増えているという現実がある。全体の 2 割を占めるとのデータもあり、彼らの多くが累犯者となる現実もあるため、矯正施設での日常生活支援や、出所後に活用できる各種社会福祉制度の紹介および利用手続き支援などの対応が必要だ。そのための体制整備が進められており、社会福祉士の参画が求められている。

これらを踏まえると、従来の社会福祉士の役割は個別支援が中心だったが、地域支援を含め幅広く活躍できる人材を要請していく狙いがわかる。一方、社会福祉士試験の受験者数は過去5年間ほぼ横ばいの状態。厚生労働省の統計によれば平均月給は26～35万円と比較的収入が安定している職種ではあるが、果たして改定効果は表れるのか、注目したいところだ。

◆ **介護予防、自治体の先進事例をヒアリング**
民間企業との連携などで介護給付費抑制に成功した事例も

——厚生労働省

一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会

厚生労働省は、7月3日の一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会で、4つの自治体から介護予防事業の先進事例をヒアリングした。民間企業と連携して保険外サービスの利用を促し、保険サービスの利用を抑制した事例などが紹介されている。

ヒアリングを行ったのは、愛知県豊明市、東京都世田谷区、新潟県新潟市、宮城県大河原町の4自治体。とりわけ特徴的だったのは、愛知県豊明市の取り組みだ。同市は愛知県のほぼ中央に位置し、隣接する名古屋市のベッドタウン。約68,000人の人口のうち、高齢者人口が今年4月1日時点で17,715人となっており、高齢化率は25.7%と県の高齢化率よりも高い割合で推移している。今後、後期高齢者の伸びが著しいと推計されており、団塊の世代が全員後期高齢者となる2025年には、後期高齢者が前期高齢者の1.5倍以上になるとされる。独居高齢者・高齢者のみ世帯も増加しており、医療・介護ニーズが急増。医療費は全国平均、県平均の双方を上回っており、「要介護状態にさせない、重度化させない仕組み」が求められている。

実際、介護予防が必要な要支援者の数は急激に伸びており、2006年を100%とすると、2014年時点で後期高齢者数が167%であるのに対し、要支援者数は418。この5年間で介護予防通所介護のサービス給付費は2.5倍、介護予防訪問介護のそれは1.5倍に伸びている。2015年3月に総合事業へ移行する前の「要支援者サービス利用1年後重度化率」も高く、要支援1の57%が重度化し、27%が要介護状態になるという全国平均値よりも高い重度化率だった。

そこで、総合事業移行後は、通所事業で理学療法士による短期集中型リハビリを導入。3～6カ月（全30回）で日常生活に戻すプログラム「元気アップリハビリ」を標準支援とした。その結果、通所利用者の74%が「元気アップリハビリ」を選択し、従来の介護サービスの利用率を10%以下に引き下げることができたという。

「通いの場」の活性化にも取り組んでいる。一般的には民家を活用するケースが多いが、スーパー銭湯や喫茶店、自動車販売店など民間事業者などと連携したスタイルを展開。喫茶店は市内に70店舗以上あり、見守りの場としても機能している。自動車販売店では、商談スペースを活用して毎日体操を実施。他には、寺院のお堂で健康麻雀を行うなどのユニークな取り組みも行っている。

これらの取り組みのベースとなるのが、「保険外サービス創出促進協定」。2017年2月以降、フィットネスクラブやスイミングスクール、カラオケ店やドラッグストアなど計14社と締結している。市は連絡会議の開催と住民への周知を担い、事業者が把握する高齢者のニーズを吸い上げて効果的なサービスを創出している。

結果、保険サービス給付費は大幅に下がっており、2018年度は通所サービスが総合事業移行前年度に比べて-21.7%、訪問サービスが同-23.7%となった。介護予防給付費の伸びも抑制されており、2018年度は対前年度比+0.16%と、伸びが初めて止まったという。「要支援者サービス利用1年後重度化率」も、2017年新規契約者の場合、70%が維持・改善と総合事業開始前より大幅に改善した。保険サービスに頼ることなく、しかも民間事業者が積極的に関与できるスキームによって介護給付費抑制に成功した豊明市のこうした取り組みは、他の自治体も参考にすべきだといえよう。

◆ **新介護データベース「CHASE」、初期仕様の収集項目が確定**
30の「基本的な項目」と47の「目的に応じた項目」がベースに

——厚生労働省

科学的裏付けに基づく介護に係る検討会

厚生労働省の有識者会議「科学的裏付けに基づく介護に係る検討会」は、7月4日の会合で、来年度から稼働予定となっている新たな介護データベース「CHASE」の初期仕様の収集項目を了承した。30の「基本的な項目」と47の「目的に応じた項目」をベースにしたものとなっている。入力は任意だが、次期介護報酬改定でインセンティブが導入される見通しとなっており、介護事業所にとっては対応が必須となりそうだ。

30の「基本的な項目」は「できるだけ多くの事業所等においてCHASEに入力されるべき項目」と位置づけられ、性別や既往歴、服薬情報、同居人等の数・本人の関係性、栄養補給法、摂食・嚥下状況などが盛り込まれた。47の「目的に応じた項目」を入力するのは加算を算定している事業所が対象で、食事、排泄、入浴、移乗、かかりつけ歯科医、機能訓練などが入っている。

任意入力の「その他の項目」は、包括的自立支援プログラム方式などの評価方法や、

食事時のポジショニング、低栄養のリスクレベルなど多数ある。要介護者の状態把握に効果的な項目が多いため、「CHASE」の運用が「科学的介護」の実現に寄与できるかどうかを左右する重要な部分となることが予想される。一方で、入力に際して介護現場の負担が増すことは間違いなさそうであり、手厚いインセンティブの付与が検討される可能性が高いのではないか。

そうなる気になるのが、介護ソフトとの連携だ。厚労省によれば、既存の介護ソフトで対応している項目は24項目にとどまる。主要5社とも対応している項目は、「居宅サービスガイドライン方式」「MDS方式・MDS-HC方式」「Barthel Index」、うつ・閉じこもりの評価での「興味・関心チェックシート」のわずか4項目。これまでいかに厚労省が介護データを軽視してきたかを露呈している。今後、介護ソフト各社が急ピッチで対応していくこととなるが、いかに入力を簡便化するかも問われることとなるだろう。そうした意味では、ベンダーの開発動向をチェックするとともに、厚労省がどのような働きかけをしていくかも注視する必要があるだろう。